

段ボールなどの紙類は、
きちんと分別すれば、ごみ
ではなく**大切な資源**です。



出し方は2通り

- ① 区の回収(週1回)
- ② 町会等の集団回収(※)

※令和8年4月分から段ボールにも報奨金が支給されるようになりました。